

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成26年度第2回東村山市保育料等審議会			
開催日時	平成26年11月21日(金) 19:00~21:00			
開催場所	いきいきプラザ2階 学習室			
出席者 及び欠席者	●出席者： (委員) 杉山浩章会長、遠藤剛之職務代理、渡邊儀一郎委員、武城順子委員、磯村智香子委員、上町正美委員、比留間康昌委員 (市事務局) 野口子ども家庭部長、野々村子ども家庭部次長、高柳子ども育成課長、半井児童課長、大石子ども育成課保育・幼稚園係長、上野子ども育成課主事、嶋崎子ども育成課主事、柳田子ども育成課主事 ●欠席者：無			
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由	傍聴者数	4名
会議次第	1. 開会 2. 事務連絡 3. 議事 (1) 子ども・子育て支援新制度における保育料等について 4. その他			
問い合わせ先	子ども家庭部子ども育成課保育・幼稚園係 042-393-5111 (内線 3198)			
会 議 経 過				
1. 開会 2. 事務連絡 前回会議の報告事項に対する質問への説明 ・子ども育成課長 前回、委員よりいただいたご質問として滞納者の階層分布を知りたいということであったが、参考資料1をもって回答とする。 3. 議事 (1) 子ども・子育て支援新制度における保育料等について ・会長 子ども・子育て支援新制度における保育料等について国の考え方、市の考え方について、事務局より資料の説明を行い、そのあとに各委員から質問を受けることにしたい。				

・子ども育成課長

資料1のとおり説明。

・会長

前回配布した資料と関連した内容を整理をしたものとなっている。今日の資料についてみなさんからご質問をいただきたい。

1号給付と2号・3号給付で分けて質問をしていただくという形でよいか。

まず、1号給付で質問のある方はいるか。

・会長

2号3号給付についてでもよいので、質問はあるか。

・A委員

年少扶養控除の再算定がなくなることで、試算上では4000円の負担が増える家庭もあるということについて、他が大きな変更点がないのに年少扶養控除の再算定をしなくなるということで、ある一部分の方の負担が増えることに対して、何らかの軽減策を市で行うべきではないのか。

・子ども育成課長

ご意見として承る。

・会長

答申案を作成するにあたって、委員の意見も反映していくことも考慮している。

分かりにくいことがあれば事務局から説明いただくので、忌憚のない意見を言っていただきたい。

・B委員

1号給付について、保育料は全て一律という考えでよいか。

2号3号給付については標準時間認定か、短時間認定かによって数%の保育料の違いが出るという話であるが、幼稚園と認定こども園に関しては利用負担が同一でどれだけの便益を受けられるのか。

認定こども園と幼稚園とでは、必要とされる教育内容は同一なのかが知りたい。

・子ども育成課長

1号給付について、幼児教育については、おおむね4時間程度の教育を基本としており、幼稚園も認定こども園も同じである。

認定こども園について、1号給付は主に幼稚園型の認定こども園を想定している。

幼稚園に長時間預かりの機能を併せ持ったのが幼稚園型認定こども園であり、1号給付のお子さん、2号給付のおさんがいるということになっている。基本的には1号給付の部分については幼稚園と同じなので、幼稚園と同じカリキュラムを受けているというのが原則である。

また、長時間の預かりが必要な方で、保育認定を受けられた場合は2号給付の扱いとなる。

2号給付のお子さんに関しては、短時間認定で8時間保育、標準時間認定で11時間保育を受けられる。

・A委員

資料4のP3、P4の備考欄では、国の指針では「第二子が半額、第三子以降は保育料を0円とする」となっている。

現在東村山市の保育料は、第三子以降も徴収しているが、今後、保育料徴収金基準額表を作るにあたってどうなっていくのか。

国が指針として出しているところもあるので、第三子以降を0円にすることもシミュレーションし、検討していく予定があるのかを聞きたい。

第三子以降を0円にすることで保育の環境が悪くなるようであれば、話は異なるが、全く検討しないで徴収するのと検討したうえで徴収するのでは、話が変わってくるのではないか。

・子ども育成課長

資料4のP3、P4備考欄と、現在の東村山市の保育料徴収金基準額について説明。
その点もご意見として最終的に案を作成する際に検討させていただく。

・C委員

年少扶養控除の廃止は知っていたが、年少扶養控除がなくなると所得金額が増えることから、算定基準が高くなる。つまり保育料が増えるということか。

・子ども育成課長

単純に所得税額で計算すると保育料が増えるので再算定を行うという仕組みになっている。国の方のモデルケースは子ども2人のケースで移行した場合の例を想定している。

当市は国のモデルに準拠して試算したところ、D5階層においてお子様3名いる家庭で、保育園に通っている3歳未満の子ども1人と子ども2人が小学生以上というケースで、保育料が4000円程度増となるケースが1ケースあった。

極力影響が出ないように保育料徴収金基準額表を作る予定ではある。

子どもが3人、4人いるとかいうケースでは大きな影響が生じる場合があるので、慎重に試算をしたうえで、検討していきたい。

参考資料1の下段は現行の取扱いということで掲載している。年少扶養控除の再計算がなくなった場合の影響が大きくなるように対応していく。

再算定を行わなくてもこの中に年少扶養控除分を加味して作ったのが国のモデルである。我々もしっかり試算をして、影響がどの程度あるのか、どのようなケースに影響があるのかを絞り込んで、検討していきたい。

・C委員

少子化対策で新制度を行っているのに、多子になればなるほど負担が増えるというのはいかかなものか。

十分に加味して多子であるほど育てやすい措置を講じないと、少子化は解消しないのではないのか。

・子ども育成課長

基本的な考え方は第一子が満額、第二子は50%、第三子以降は現行制度では25%とし、多子の負担軽減は行っているが、年少扶養の再算定の廃止に関して、多子世帯の負担が増えてしまうことについては十分に検討させていただきたい。

・会長

年少扶養控除の再算定を行わないことで、影響が出てくる家庭はあると思う。

今後より細かい試算をしていくということでもわかってくる部分もあると思うので、事務局には今後の検討をよろしく願いたい。

・C委員

審議の期限はいつまでなのか。

・会長

答申案を作成するにあたってできるだけ委員の意見を反映させていきたい。

事務局より前回説明があったと思うが、保育料に関して3月議会で条例改正を行う必要があることから、今日の会議で終わりということではなくて、その前に各委員のご意見を聴く機会を設けたいと思っている。

12月2日(火)までに各委員から書面で意見を提出していただき、それを加味した答申案を作成したい。そして、年内にもう一度審議会を開き、最終的な答申の決定を行いたい。

答申については12月末日までに渡部市長に提出したいと思っている。このような日程で進めるということかどうか。

・C 委員

消費税の増収を基にして、子ども・子育て支援新制度を行うという予定であったが、増税が一年半伸びたら、来年に新制度を行うことができるのか。

・会長

前回の審議の中でもお話ししたが、新制度に基づく国の考え方、市の考え方がどうかということについて審議するものなので、増税の有無の問題とは切り離して考えたい。

・C 委員

来年の10月から増収となる消費税の差額を基にして行うのに、本当に新制度を行うことができるのか。

・会長

消費税の増税が一年半伸びるとしても、来年4月以降の子ども・子育て支援新制度の実施の考えは変わらないとの報道もあった。財源については国との関係で予算を組む中で、どうするかという問題はあるが、市としては新制度を見据えた準備を進めていけばよいと思う。

・C 委員

消費税増税がされない以上、市の負担が増えることになるのではないかと。市民税が増えることになれば困る。

新制度が少子化対策で行われている以上子育ての役に立つようにしてほしいが、きちんと予算がなければ絵に描いた餅になってしまうので、市の負担を増やす以外の方法で努力してほしい。市民の負担にはならないようにしてほしい。

・B 委員

12月2日(火)までに意見を書面で提出となっていたが、答申案のたたき台になるのが、資料1のP1、P3の「当市における検討の方向性」への意見ということでもいいのか。

・子ども育成課長

資料に示した市の考え方について、今一度ご確認いただいて、ご意見等を出してもらえればと思う。

子ども・子育て支援新制度自体が複雑であるので、この部分について説明が聞きたいということであれば、個別に新制度の説明をさせていただく。

・会長

そのような対応をしていただければありがたいと思う。

・D 委員

2日までに意見を提出することについて、市の方向性として、だいたい国の水準通りという項目が並んでいるが、実際に適正かどうかを考えたときに試算の結果はどの段階でわかるのか。どういった方々に影響があって、それがいいのか悪いのかを含めて意見を出したいが、12月中に試算は出るのか。

・子ども育成課長

実際に試算を行ってどのような方に影響が出るかについては、現在では、D5階層でしか試算を行っていないが、他の階層も実際に試算して、どれだけの影響が出るのか、なるべく早くに示せるよう対応したい。

審議会の前に郵送で情報提供することになるかもしれないが、そこは少々お待ちいただきたい。

・会長

確認だが、ご説明いただいた当市における検討の方向性について、各委員のご意見等をいただ

けたらと思う。

併せて、年内にあと一回会議を開くことをご提案するがよろしいか。
全委員了承。

<終了>